

## 資料編

- 資料 1 国・埼玉県の環境年表
- 資料 2 主な環境関連法及び条例
- 資料 3 環境基準等
- 資料 4 用語集
- 資料 5 行田市環境基本条例
- 資料 6 行田市環境審議会条例
- 資料 7 行田市環境基本計画推進委員会設置規程
- 資料 8 行田市環境審議会委員名簿
- 資料 9 計画策定の経緯
- 資料 10 諮問・答申

資料1 国・埼玉県環境年表

年月	国	埼玉県
昭和60年3月		○さいたま緑の長期総合計画策定 ○さいたま緑のトラスト基金設置
昭和62年5月		○化学的酸素要求量に係る総量削減計画（第2次）策定
6月	○絶滅のおそれのある野生動植物の譲渡の規制等に関する法律公布	
昭和63年5月	○特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律公布・施行	
平成元年3月	○水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令公布（有害物質としてのトリクロロエチレン及びテトラクロロエチレンを追加）	
平成2年10月	○地球温暖化防止行動計画策定	
平成3年3月		○第3次廃棄物処理基本計画策定 ○化学的酸素要求量に係る総量削減計画（第3次）策定 ○自動車交通公害防止基本計画策定
4月	○再生資源の有効な利用の促進に関する法律公布	
8月		○埼玉県における地球環境保全への取組方針策定
平成4年3月		○自動車交通公害防止実施計画策定
6月	○環境と開発に関する国連会議（地球サミット）開催（於ブラジル） ○自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法公布 ○絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律公布	
12月	○特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律公布	
平成5年2月	○自動車排出窒素酸化物の総量の削減に関する基本方針告示	
3月		○県北東部地域地盤沈下防止対策基本方針策定
6月	○ラムサール条約締約国会議開催（於釧路市）	○化学物質環境安全管理指針策定
11月	○環境基本法公布	○自動車排出窒素酸化物総量削減計画策定
平成6年12月	○環境基本計画閣議決定	○環境基本条例制定 ○環境影響評価条例制定
平成7年6月	○容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律公布	
10月	○生物多様性国家戦略策定	
平成8年3月	○七都県市低公害車指定制度発足	○環境基本計画策定 ○さいたまレッドデータブック（動物編）刊行 ○地球温暖化対策地域推進計画策定 ○第4次廃棄物処理基本計画策定

年 月	国	埼玉県
平成 8 年 7 月		○化学的酸素要求量に係る総量削減計画(第 4 次) 策定
平成 9 年 3 月	○地下水の水質の汚濁に係る環境基準告示	○HOT な地域を救うホットな行動プランー 彩の国ローカルアジェンダ 21ー策定 ○彩の国ごみゼロプランー埼玉県ごみ減量推 進計画ー策定 ○廃棄物焼却炉のばい煙排出抑制に関する指 導指針策定
4 月	○新エネルギー利用等の促進に関する特別措 置法公布	
6 月	○環境影響評価法公布	
9 月		○環境配慮方針策定
12 月	○地球温暖化防止京都会議 (COP3) 開催、 京都議定書採択 ○ハイブリッド自動車 (乗用車) 発売	
平成 10 年 4 月		○さいたまレッドデータブック (植物編) 刊 行 ○自動車交通公害防止実施計画策定 ○エネルギービジョン策定 ○埼玉ゼロエミッション行動計画策定
5 月		○生活排水処理総合基本構想策定
6 月	○地球温暖化対策推進大綱決定 ○特定家庭用機器再商品化法公布	
10 月	○地球温暖化対策の推進に関する法律公布	
平成 11 年 3 月	○ダイオキシン対策基本指針決定	○彩の国豊かな自然環境づくり計画策定 ○ごみ処理広域化計画策定
7 月	○ダイオキシン類対策特別措置法公布 ○特定化学物質の環境への排出量の把握等及 び管理の改善の促進に関する法律公布	
12 月		○環境影響評価技術指針告示
平成 12 年 3 月		○希少野生動植物の種の保護に関する条例制 定
5 月	○建設工事に係る資材の再資源化等に関する 法律公布 ○国等による環境物品等の調達の推進等に関 する法律公布	○彩の国青空再生戦略発表
6 月	○循環型社会形成推進基本法公布・施行 ○食品循環資源の再生利用等の促進に関する 法律公布 ○廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び産 業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促 進に関する法律の一部を改正する法律公布 (マニフェスト見直し、野焼き禁止など) ○資源の有効な利用の促進に関する法律公布	
9 月		○ダイオキシン類削減推進行動計画策定
10 月		○ごみの散乱防止に関する条例制定
12 月	○第 2 次環境基本計画閣議決定	○希少野生動植物の種の保護に関する条例に 基づく県内希少野生動植物種 17 種指定

年 月	国	埼玉県
平成 13 年 1 月	○環境省設置	
2 月		○彩の国さいたま環境学習実践指針策定 ○県緑の骨格づくり計画策定
3 月		○地球温暖化対策実行計画～オフィス・事務所に関する埼玉県環境配慮方針策定 ○環境基本計画（第2次）策定
5 月		○彩の国青空再生戦略 21 策定
6 月	○特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律公布 ○ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法公布	
7 月		○生活環境保全条例制定
10 月		○第 5 次県廃棄物処理基本計画策定
12 月		○希少野生動植物の種の保護に関する条例に基づく県内希少野生動植物種 5 種追加指定
平成 14 年 3 月	○新・生物多様性国家戦略策定	○改定・埼玉県レッドデータブック 2002 動物編刊行 ○グリーン調達推進方針策定 ○戦略的環境影響評価実施要綱制定
4 月		○ごみの散乱防止に関する基本方針策定
5 月	○土壌汚染対策法公布	
6 月	○京都議定書批准 ○エネルギー政策基本法公布	
7 月	○ダイオキシン類対策特別措置法に基づく底質環境基準告示 ○鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律公布 ○使用済自動車の再資源化等に関する法律公布	○化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画（第5次）策定 ○第 3 期県分別収集促進計画策定
10 月		○土砂の排出、たい積等の規制に関する条例制定
12 月	○自然再生推進法公布	
平成 15 年 3 月		○彩の国ふるさとの川再生基本プラン策定
7 月	○環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律公布	○自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質総量削減計画策定
10 月		○生活環境保全条例に基づくディーゼル車の排出ガス規制開始
平成 16 年 2 月	○都市緑地法閣議決定（都市緑地保全法名称改正等）	
3 月		○地球温暖化対策地域推進計画（第2次）策定 ○資源循環戦略 2 1 策定
5 月	○大気汚染防止法の一部を改正する法律公布（揮発性有機化合物（VOC）の排出規制）	
6 月	○特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律公布	

年 月	国	埼玉県
平成 16 年 6 月	○環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律公布	
平成 17 年 2 月	○京都議定書発効 ○石綿障害予防規則公布	
3 月		○ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例（ふるさと埼玉の緑を守る条例を改正する条例）制定
7 月		○第 4 期県分別収集促進計画策定
平成 18 年 2 月	○石綿による健康被害の救済に関する法律公布	○埼玉県の石綿対策（平成 18 年度）公表
3 月		○第 6 次廃棄物処理基本計画策定 ○広域緑地計画策定
4 月	○第 3 次環境基本計画閣議決定	○生活環境保全条例に基づくディーゼル車の排出ガス規制強化（二段階目規制）
6 月		○エコアジア 2006 開催（於さいたま市）
10 月		○悪臭防止法に基づく臭気指数規制導入
平成 19 年 3 月		○環境基本計画（第 3 次）策定 ○アライグマ防除実施計画策定
5 月	○国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律	
6 月	○エコツーリズム推進法公布	○化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画（第 6 次）策定
7 月		○第 5 期県分別収集促進計画策定
8 月		○16 日、熊谷市・岐阜県多治見市で国内最高気温を 74 年ぶりに更新（40.9℃）
9 月		○環境基本計画における大気環境分野の実行プラン策定
11 月	○第 3 次生物多様性国家戦略策定	○川の国埼玉 川の再生基本方針策定
平成 20 年 3 月		○第 2 次ごみ処理広域化計画策定 ○生物多様性保全県戦略策定
4 月	○京都議定書第一約束期間開始	
6 月	○生物多様性基本法公布	
7 月	○第 34 回主要国首脳会議（洞爺湖サミット）開催	
12 月		○水生生物の保全に係る水質環境基準の類型指定告示
平成 21 年 2 月		○地球温暖化対策実行計画（ストップ温暖化・埼玉ナビゲーション 2050）策定
3 月		○地球温暖化対策推進条例制定
9 月	○微小粒子状物質（PM2.5）による大気汚染に係る環境基準告示	
10 月		○地球温暖化対策推進条例に基づく建築物環境配慮制度開始
平成 22 年 4 月		○地球温暖化対策推進条例に基づく自動車地球温暖化対策計画制度開始 ○地球温暖化対策推進条例に基づく地球温暖化対策計画制度開始

年 月	国	埼玉県
平成 22 年 8 月		○第 6 期県分別収集促進計画策定
平成 23 年 3 月	○福島第一原子力発電所事故発生	○埼玉 EV・PHV タウン推進アクションプラン策定 ○第 7 次廃棄物処理基本計画策定
4 月		○目標設定型排出量取引制度導入
6 月	○環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律公布	
8 月	○平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境汚染への対処に関する特別措置法公布	
10 月	○電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法公布 ○東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理に関する特別措置法公布	
平成 24 年 2 月		○化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画（第 7 次）策定
4 月	○第 4 次環境基本計画閣議決定	
5 月		○埼玉エコタウンプロジェクトの推進に関する協定締結式開催
7 月		○環境基本計画（第 4 次）策定 ○広域緑地計画策定
8 月	○使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律公布	

## 資料2 主な環境関連法及び条例

分野	法律及び条例（○：法律、◎県条例、●市条例）		
全般	○特定工場における公害防止組織の整備に関する法律	昭和46年6月10日	法律第107号
	○環境基本法	平成5年11月19日	法律第91号
	○環境影響評価法	平成9年6月13日	法律第81号
	◎埼玉県環境基本条例	平成6年12月26日	埼玉県条例第60号
	◎埼玉県環境影響評価条例	平成6年12月26日	埼玉県条例第61号
	◎埼玉県生活環境保全条例	平成13年7月17日	埼玉県条例第57号
	●行田市資源リサイクル審議会設置条例	平成2年12月26日	行田市条例第27号
	●行田市環境審議会条例	平成12年3月27日	行田市条例第9号
	●行田市環境基本条例	平成14年3月29日	行田市条例第9号
地球環境	○地球温暖化対策の推進に関する法律	平成10年10月9日	法律第117号
	○特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律	平成13年6月22日	法律第64号
	◎埼玉県地球温暖化対策推進条例	平成21年3月31日	埼玉県条例第9号
大気汚染	○大気汚染防止法	昭和43年6月10日	法律第97号
	○自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法	平成4年6月3日	法律第70号
	◎大気汚染防止法第四条第一項の規定に基づき、排出基準を定める条例	昭和46年10月15日	埼玉県条例第60号
水質汚濁	○水道法	昭和32年6月15日	法律第177号
	○下水道法	昭和33年4月24日	法律第79号
	○河川法	昭和39年7月10日	法律第167号
	○水質汚濁防止法	昭和45年12月25日	法律第138号
	○浄化槽法	昭和58年5月18日	法律第43号
	◎水質汚濁防止法第三条第三項の規定に基づき、排水基準を定める条例	昭和46年10月15日	埼玉県条例第61号
土壌・農薬	○農薬取締法	昭和23年7月1日	法律第82号
	○土地改良法	昭和24年6月6日	法律第195号
	○農用地の土壌の汚染防止等に関する法律	昭和45年12月25日	法律第139号
	○土壌汚染対策法	平成14年5月29日	法律第53号
騒音	○騒音規制法	昭和43年6月10日	法律第98号
振動	○振動規制法	昭和51年6月10日	法律第64号
地盤沈下	○工業用水法	昭和31年6月11日	法律第146号
	○建築物用地下水の採取の規制に関する法律	昭和37年5月1日	法律第100号
悪臭	○悪臭防止法	昭和46年6月1日	法律第91号
廃棄物・リサイクル	○廃棄物の処理及び清掃に関する法律	昭和45年12月25日	法律第137号
	○資源の有効な利用の促進に関する法律	平成3年4月26日	法律第48号
	○容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律	平成7年6月16日	法律第112号
	○特定家庭用機器再商品化法	平成10年6月5日	法律第97号
	○建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律	平成12年5月31日	法律第104号
	○循環型社会形成推進基本法	平成12年6月2日	法律第110号
	○食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律	平成12年6月7日	法律第116号
	○ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法	平成13年6月22日	法律第65号
	○使用済自動車の再資源化等に関する法律	平成14年7月12日	法律第87号
	○使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律	平成24年8月10日	法律第57号
	●行田市廃棄物の処理及び清掃に関する条例	昭和47年3月30日	行田市条例第10号
	●行田市産業廃棄物処理施設等の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例	平成20年7月1日	行田市条例第18号

分野	法律及び条例（○：法律、◎県条例、●市条例）		
化学物質	○化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律	昭和48年10月16日	法律第117号
	○特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律	平成11年7月13日	法律第86号
	○ダイオキシン類対策特別措置法	平成11年7月16日	法律第105号
自然保護	○自然公園法	昭和32年6月1日	法律第161号
	○動物の愛護及び管理に関する法律	昭和48年10月1日	法律第105号
	○絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律	平成4年6月5日	法律第75号
	○鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律	平成14年7月12日	法律第88号
	○自然再生推進法	平成14年12月11日	法律第148号
	○特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律	平成16年6月2日	法律第78号
	○生物多様性基本法	平成20年6月6日	法律第58号
	◎埼玉県立自然公園条例	昭和33年4月1日	埼玉県条例第15号
	◎埼玉県自然環境保全条例	昭和49年3月28日	埼玉県条例第4号
	◎ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例	昭和54年3月15日	埼玉県条例第10号
◎埼玉県希少野生動植物の種の保護に関する条例	平成12年3月24日	埼玉県条例第11号	
都市環境	○屋外広告物法	昭和24年6月3日	法律第189号
	○都市公園法	昭和31年4月20日	法律第79号
	○都市緑地法	昭和48年9月1日	法律第72号
	◎埼玉県ごみの散乱防止に関する条例	平成12年10月20日	埼玉県条例第70号
	◎埼玉県土砂の排出、たい積等の規制に関する条例	平成14年10月15日	埼玉県条例第64号
	●行田市あき地の環境保全に関する条例	昭和47年9月27日	行田市条例第25号
	●行田市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例	平成14年9月30日	行田市条例第31号
●行田市路上喫煙及びポイ捨ての防止に関する条例	平成21年3月31日	行田市条例第6号	
環境保全活動	○国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律	平成12年5月31日	法律第100号
	○環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律	平成15年7月25日	法律第130号
	○環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律	平成16年6月2日	法律第77号
	○国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律	平成19年5月23日	法律第56号
	○エコツアーリズム推進法	平成19年6月27日	法律第105号
エネルギー	○エネルギーの使用の合理化に関する法律	昭和54年6月22日	法律第49号
	○新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法	平成9年4月18日	法律第37号
	○エネルギー政策基本法	平成14年6月14日	法律第71号



### 資料3 環境基準等

区分	名称	項目	基準	
大気汚染	大気汚染に係る環境基準【6項目】	二酸化硫黄	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。	
		一酸化炭素	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。	
		浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.10mg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m <sup>3</sup> 以下であること。	
		微小粒子状物質	1年平均値が15μg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m <sup>3</sup> 以下であること。	
		二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。	
		光化学オキシダント	1時間値が0.06ppm以下であること。	
	有害大気汚染物質に係る環境基準【4項目】	ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m <sup>3</sup> 以下であること。	
		トリクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m <sup>3</sup> 以下であること。	
		テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m <sup>3</sup> 以下であること。	
		ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m <sup>3</sup> 以下であること。	
水質汚濁	公共用水域の水質汚濁に係る環境基準（人の健康の保護に関する環境基準）【27項目】	カドミウム	0.003mg/l以下	
		全シアン	検出されないこと。	
		鉛	0.01mg/l以下	
		六価クロム	0.05mg/l以下	
		砒素	0.01mg/l以下	
		総水銀	0.0005mg/l以下	
		アルキル水銀	検出されないこと。	
		PCB	検出されないこと。	
		ジクロロメタン	0.02mg/l以下	
		四塩化炭素	0.002mg/l以下	
		1,2-ジクロロエタン	0.004mg/l以下	
		1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/l以下	
		シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/l以下	
		1,1,1-トリクロロエタン	1mg/l以下	
		1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/l以下	
		トリクロロエチレン	0.03mg/l以下	
		テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下	
		1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/l以下	
		チウラム	0.006mg/l以下	
		シマジン	0.003mg/l以下	
		チオベンカルブ	0.02mg/l以下	
		ベンゼン	0.01mg/l以下	
		セレン	0.01mg/l以下	
		硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/l以下	
		ふっ素	0.8mg/l以下	
		ほう素	1mg/l以下	
		1,4-ジオキサン	0.05mg/l以下	
	公共用水域の水質汚濁に係る環境基準（生活環境の保全に関する環境基準）【7項目】	河川	水素イオン濃度（pH）	C類型 <sup>※1</sup> ：6.5以上 8.5以下
			生物化学的酸素要求量（BOD）	C類型 <sup>※1</sup> ：5mg/l以下
			浮遊物質（SS）	C類型 <sup>※1</sup> ：50mg/l以下
			溶存酸素量（DO）	C類型 <sup>※1</sup> ：5mg/l以上
		湖沼	化学的酸素要求量（COD）	B類型 <sup>※2</sup> ：5mg/l以下
全窒素（T-N）			V類型 <sup>※3</sup> ：1mg/l以下	
全磷（T-P）			V類型 <sup>※3</sup> ：0.1mg/l以下	

※1 C類型は、水産3級（コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用）、工業用水1級（沈殿等による通常の浄水操作を行うもの）、D類型（工業用水2級、農業用水）及びE類型（工業用水3級、環境保全）に該当する。

※2 B類型は、水産3級（コイ、フナ等富栄養湖型の水産生物用）、工業用水1級（沈殿等による通常の浄水操作を行うもの）、農業用水及びC類型（工業用水2級、環境保全）に該当する。

※3 V類型は、水産3種（コイ、フナ等の水産生物用）、工業用水、農業用水、環境保全（国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度）に該当する。

区分	名称	項目	基準
水質汚濁	地下水の水質汚濁に係る環境基準【28項目】	カドミウム	0.003mg/ℓ 以下
		全シアン	検出されないこと。
		鉛	0.01mg/ℓ 以下
		六価クロム	0.05mg/ℓ 以下
		砒素	0.01mg/ℓ 以下
		総水銀	0.0005mg/ℓ 以下
		アルキル水銀	検出されないこと。
		PCB	検出されないこと。
		ジクロロメタン	0.02mg/ℓ 以下
		四塩化炭素	0.002mg/ℓ 以下
		塩化ビニルモノマー	0.002mg/ℓ 以下
		1,2-ジクロロエタン	0.004mg/ℓ 以下
		1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/ℓ 以下
		1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/ℓ 以下
		1,1,1-トリクロロエタン	1mg/ℓ 以下
		1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/ℓ 以下
		トリクロロエチレン	0.03mg/ℓ 以下
		テトラクロロエチレン	0.01mg/ℓ 以下
		1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/ℓ 以下
		チウラム	0.006mg/ℓ 以下
		シマジン	0.003mg/ℓ 以下
		チオベンカルブ	0.02mg/ℓ 以下
		ベンゼン	0.01mg/ℓ 以下
		セレン	0.01mg/ℓ 以下
		硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/ℓ 以下
ふっ素	0.8mg/ℓ 以下		
ほう素	1mg/ℓ 以下		
1,4-ジオキサン	0.05mg/ℓ 以下		
河川底質	暫定除去基準【2項目】	水銀	25ppm 以上
		PCB	10ppm 以上
土壌汚染	土壌の汚染に係る環境基準【27項目】	カドミウム	検液 1 ℓにつき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地においては、米 1 kg につき 0.4mg 以下であること。
		全シアン	検液中に検出されないこと。
		有機燐(りん)	検液中に検出されないこと。
		鉛	検液 1 ℓにつき 0.01mg 以下であること。
		六価クロム	検液 1 ℓにつき 0.05mg 以下であること。
		砒素	検液 1 ℓにつき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地(田に限る。)においては、土壌 1 kg につき 15mg 未満であること。
		総水銀	検液 1 ℓにつき 0.0005mg 以下であること。
		アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
		PCB	検液中に検出されないこと。
		銅	農用地(田に限る。)において、土壌 1 kg につき 125mg 未満であること。
		ジクロロメタン	検液 1 ℓにつき 0.02mg 以下であること。
		四塩化炭素	検液 1 ℓにつき 0.002mg 以下であること。
		1,2-ジクロロエタン	検液 1 ℓにつき 0.004mg 以下であること。
		1,1-ジクロロエチレン	検液 1 ℓにつき 0.1mg 以下であること。
		シス-1,2-ジクロロエチレン	検液 1 ℓにつき 0.04mg 以下であること。
		1,1,1-トリクロロエタン	検液 1 ℓにつき 1 mg 以下であること。
		1,1,2-トリクロロエタン	検液 1 ℓにつき 0.006mg 以下であること。
		トリクロロエチレン	検液 1 ℓにつき 0.03mg 以下であること。
		テトラクロロエチレン	検液 1 ℓにつき 0.01mg 以下であること。
		1,3-ジクロロプロペン	検液 1 ℓにつき 0.002mg 以下であること。
		チウラム	検液 1 ℓにつき 0.006mg 以下であること。
		シマジン	検液 1 ℓにつき 0.003mg 以下であること。
		チオベンカルブ	検液 1 ℓにつき 0.02mg 以下であること。
		ベンゼン	検液 1 ℓにつき 0.01mg 以下であること。
		セレン	検液 1 ℓにつき 0.01mg 以下であること。
		ふっ素	検液 1 ℓにつき 0.8mg 以下であること。
		ほう素	検液 1 ℓにつき 1 mg 以下であること。

区分	名称	項目	基準
化学物質	ダイオキシン類に係る環境基準 【4項目】	大気	0.6pg-TEQ/m <sup>3</sup> 以下
		水質（水底の底質を除く。）	1 pg-TEQ/l 以下
		水底の底質	150pg-TEQ/g 以下
		土壌	1,000pg-TEQ/g 以下
騒音	騒音に係る環境基準 （一般地域）	A 地域	昼間：55 デシベル以下 夜間：45 デシベル以下
		B 地域	昼間：55 デシベル以下 夜間：45 デシベル以下
		C 地域	昼間：60 デシベル以下 夜間：50 デシベル以下
	騒音に係る環境基準 （道路に面する地域）	A 地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	昼間：60 デシベル以下 夜間：55 デシベル以下
		B 地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC 地域のうち車線を有する道路に面する地域	昼間：65 デシベル以下 夜間：60 デシベル以下
	騒音に係る環境基準 （幹線交通を担う道路に近接する空間[特例]）	屋外	昼間：70 デシベル以下 夜間：65 デシベル以下
		窓を閉めた屋内	昼間：45 デシベル以下 夜間：40 デシベル以下
	新幹線鉄道騒音に係る環境基準	類型Ⅰ	70 デシベル以下
		類型Ⅱ	75 デシベル以下

○騒音に係る環境基準

- A 地域：第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域
- B 地域：第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、用途地域の定めのない地域
- C 地域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

○昼間及び夜間の時間帯

- 昼間：午前6時から午後10時まで
- 夜間：午後10時から翌日の午前6時まで

○新幹線鉄道騒音に係る環境基準

- 類型Ⅰ：主として住居の用に供される地域（第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、用途地域の定めのない地域）
- 類型Ⅱ：Ⅰ以外の地域であって通常の生活を保全する必要がある地域（近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域）

## 資料4 用語集

行	用語	説明
あ	ISO14001 (P.47、55)	1996年(平成8年)に、世界共通規格・基準の設定を行う国際機関である国際標準化機構(ISO)により、環境マネジメント全般に係る国際標準規格である「ISO14000シリーズ」が発効され、その中の認証取得の対象となる「ISO14001」は、環境マネジメントシステムについて規定している。環境マネジメントシステムとは、企業などが自ら企業経営の中で排出物を減らすことや、エネルギー消費量を減らすことなど、環境負荷を低減していくための「計画(Plan)」を立て、それを「実施(Do)」、達成度を「評価(Check)」し、結果をもとに「更なる改善(Act)」するというPDCAサイクルを繰り返し行うことによって、継続的に環境負荷の削減が図られるような組織体制にするためのシステムである。
	アイドリング・ストップ (P.31、34、47)	自動車の駐車時にエンジンを止めること。埼玉県生活環境保全条例により、信号待ちや交通混雑により停止する場合等を除き、運転者に義務づけられている。また、一定規模以上の駐車場の設置者や管理者には、利用者に向けた周知看板の掲出等が義務づけられている。
	一般廃棄物 (P.10)	廃棄物の処理及び清掃に関する法律の対象となる廃棄物のうち、産業廃棄物以外のもの。一般家庭から排出される生活ごみ(いわゆる家庭ごみ)のほか、事業所などから排出される産業廃棄物以外の廃棄物も事業系ごみ(いわゆるオフィスごみなど)として含まれる。
	エコライフDAY (P.54、55)	簡単なチェックシートを利用して、1日、参加者に二酸化炭素削減・省エネなど地球温暖化防止と環境に配慮した生活を経験してもらう取組。
	NPO (P.23)	NPOはNon-Profit-Organization(民間非営利組織)の略称。近年は、環境保全などの公共の利益を目的として非営利で活動する市民団体の総称として使われる。
	温室効果ガス (P.26、29、46、47、48、49、56)	太陽により暖められた地表の熱が宇宙に放射されるのを防ぐ働きを持つ大気中のガス。1998年に制定された「地球温暖化対策の推進に関する法律」の中で、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、代替フロンなどの6種類のガスが温室効果ガスとして定められている。石炭や石油などの化石燃料の使用によって排出される二酸化炭素などの大気中の濃度が増加したことによって、地球の平均気温の上昇(地球温暖化)をもたらしていると指摘されている。
か	外来生物 (P.38)	国外や国内の他地域から人為的(意図的または非意図的)に持ち込まれることにより、本来の分布域を越えて生息または生育する生物。
	化学的酸素要求量(COD) (P.12)	生活環境項目の一つであり、水の中に含まれる有機物及び被酸化性の無機物(硫化物、第一鉄、アンモニアなど)が酸化剤によって化学的に酸化されるときに消費される酸素の量をいう。単位はmg/lで表示され、数値が大きいほど汚濁の程度が高い。BODとともに水の汚濁を示す指標である。
	環境家計簿 (P.52)	日常生活において、電気、ガスなどのエネルギーや水道水等をどのくらい使用したかを家計簿風にまとめ、それらの使用により自分たちがどれくらいの二酸化炭素を排出しているかを計算できるもの。自分たちの生活における二酸化炭素排出量を知ることにより、それまでのライフスタイルを見直して生活の中の無駄をなくし、地球温暖化の主な原因である二酸化炭素の排出量を減らしていくことをその目的としている。
	環境基準 (P.11、12、14、30、31、32、33、34、35)	環境基本法で「大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染及び騒音に係る環境上の条件について、それぞれ、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」と定めている。ダイオキシン類については、ダイオキシン類対策特別措置法で定めている。これは、行政上の政策目標として定められているもので、公害発生源を直接規制するための基準(いわゆる規制基準)とは異なる。
	希少野生生物(希少種) (P.18、38、39、42、43)	野生生物のうち、その種の存続に支障を来す程度に個体数が著しく少ないか、または、著しく減少しつつあることなどにより、その種の存続に支障を来す事情があるもの。

行	用語	説明
か	公害 (P.15、30)	環境基本法によれば、「環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずること」をいう。この「生活環境」には、人の生活に密接な関係のある財産、動植物とその生息・生育環境が含まれる。
	公共下水道 (P.32、33)	市街地の雨水をすみやかに河川等へ排除し、また、家庭や工場から排水される汚水を集め終末処理場で処理し河川等に放流するもので、市町村が建設・管理する下水道。
	公共用水域 (P.28、32)	河川や湖沼、港湾など、公共用に供される水域と、これらに接続する公共溝渠、かんがい用水路などの公共用に供される水路のこと。公共下水道や流域下水道で終末処理場を有しているもの、またこの流域下水道に接続している公共下水道は除かれる。
さ	最終処分場 (P.37)	一般廃棄物及び産業廃棄物を埋立処分するために必要な場所及び施設・設備の総体をいう。産業廃棄物最終処分場には、安定型（廃プラスチック等）、管理型（汚泥等）、しゃ断型（有害物質を埋立基準以上含む廃棄物）がある。
	再生可能エネルギー (P.2、26、27、29、46、50、51)	太陽光、太陽熱、風力、水力、地熱、生物由来のエネルギーや資源であるバイオマスなど、永続的に利用することができるエネルギーの総称。
	産業廃棄物 (P.33)	事業活動に伴って排出される廃棄物のうち、廃棄物の処理及び清掃に関する法律で定める20品目（汚泥、廃油、廃プラスチック等）。このうち、危険性の高いものや有害なものを含む場合は、特別管理産業廃棄物に分類される。
	循環型社会 (P.2、26、28、30、36)	製品などが廃棄物になることを抑制し、それらが収集・廃棄されたときに有用なものを循環的に利用し、循環的に利用できないものは適正に処分して天然資源の消費を抑制し、環境負荷を低減する社会をいう。
	浄化槽 (P.32、33)	し尿・生活雑排水（炊事、洗濯、入浴等の排水）を沈殿分離や微生物の作用による腐敗または酸化分解等の方法によって処理し、それを消毒し、公共用水域等へ放流する施設をいう。し尿のみを処理する施設を単独処理浄化槽、し尿及び生活雑排水を一緒に処理する施設を合併処理浄化槽という。なお、法令上の用語としては、浄化槽とは合併処理浄化槽のみを指す。
	水素イオン濃度（pH） (P.12)	水の酸性、アルカリ性を表す指標で、中性の水ではpH7、酸性になると7よりも小さく、アルカリ性では7よりも大きくなる。試験紙の色やガラス電極pHメーターなどで測定する。水質関係では、生活環境項目の一つとして測定されている。
	生態系 (P.18、27、28、38)	植物、動物などの生物とそれらを取り巻く大気、水、土などの無機的な環境を総合した系（システム）。生態系は動物・植物の再生産や、水や大気を循環させる仕組みを持っており、人間は食料・水・木材など様々な恩恵を受けている。
	生物化学的酸素要求量（BOD） (P.12、32、33)	生活環境項目の一つであり、河川水や工場排水、下水などに含まれる有機物による汚濁の程度を示すもので、水の中に含まれる有機物が一定時間、一定温度のもとで微生物によって生物化学的に酸化されるときに消費される酸素の量をいう。単位はmg/lで表示され、数値が大きいほど汚濁の程度が高い。
	生物多様性 (P.40)	地球上の生物及びその生息・生育環境の多様さを表す概念。生物多様性条約では、「すべての生物（陸上生態系、海洋その他の水生生態系、これらが複合した生態系その他生息又は生育の場のいかんを問わない。）の間の変異性をいうものとし、種内の多様性（遺伝的多様性）、種間の多様性及び生態系の多様性を含む」と定義している。

行	用語	説明
た	ダイオキシン類 (P.11、14、30、31、32、33)	ポリ塩化ジベンゾーパラダイオキシン(PCDD)とポリ塩化ジベンゾフラン(PCDF)及びコプラナーポリ塩化ビフェニル(コプラナーPCB)の総称。多くの異性体があり、毒性が異なる。ダイオキシン類の量は最も毒性の強い異性体に換算した値(毒性等量=TEQ)で表す。
	地産地消 (P.28、44、45)	地域で生産された農産物を地域で消費すること、または、地域で必要とする農産物は地域で生産すること。
	低公害車 (P.31、34、46、48、49)	従来のガソリン車やディーゼル車に比べ大気汚染物質である窒素酸化物や温室効果ガスである二酸化炭素の排出が少ない車。電気自動車、燃料電池自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、ハイブリッド自動車及び国土交通省が認定した低排出ガス自動車などがある。
な	二酸化硫黄(SO <sub>2</sub> ) (P.11、30、31)	硫黄酸化物(SO <sub>x</sub> )は、硫黄の酸化物の総称であり、大気汚染としては主に二酸化硫黄(SO <sub>2</sub> )を指す。主として石油や石炭などの硫黄分が含まれる化石燃料を燃焼させることにより発生し、大気汚染防止法では、ばい煙の一つとして規定し、K値規制や総量規制の対象物質としている。
	二酸化窒素(NO <sub>2</sub> ) (P.11、30、31)	窒素酸化物(NO <sub>x</sub> )は、窒素の酸化物の総称であり、大気汚染としては一酸化窒素(NO)と二酸化窒素(NO <sub>2</sub> )の混合物を指す。主として物が燃焼することにより発生し、発生源は自動車や工場・事業場など。光化学オキシダントの原因物質の一つでもある。
は	廃棄物 (P.3、26、28、30、36、37)	その物を占有している者が自ら利用し、または他人に有償で売却することができないため不要となった物をいい、ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油などの固形状または液状のものをいう。廃棄物は、一般廃棄物と産業廃棄物の二つに大別される。
	PCB(ポリ塩化ビフェニル) (P.14)	有機塩素化合物の一種であり、主に電気機器の絶縁油等に使用されている。人体に有害であることがわかり、昭和47年に原則製造中止となっているが、化学的に安定であることや食物連鎖により濃縮されやすいことから人体や環境への影響が懸念されている。
	ヒートアイランド (P.40)	冷房による人工排熱、コンクリートの建物による蓄熱などにより、都市の中心部の気温が郊外に比べて島状に高くなる現象。建物や自動車からの人工排熱の低減、地表面や屋上の緑化、緑地や水面からの冷気のにじみ出しの活用、ライフスタイルの改善などの対策が効果的とされている。
	ビオトープ (P.23)	生物を意味する“Bio”と場所を意味する“Topo”を合成したドイツ語であり、直訳すれば「生物生息・生育空間単位」の意味である。したがって、特定の生物の生息・生育を中心に考えた自然環境の一空間を示す言葉であり、より端的に言えば野生生物の生息・生育空間を意味するものである。ビオトープ創造事業は、自然環境を野生動植物とその生息・生育空間に注目してとらえなおし、従来の自然環境の保全に加え、質の高い自然環境の復元・創造を目指す事業を展開していこうとするものである。
	微小粒子状物質(PM2.5) (P.11、30)	大気中に浮遊する物質のうち、粒径2.5μm(マイクロメートル:μm=100万分の1m)以下の小さな物質。肺の奥深くまで入りやすく健康への影響も大きいと考えられている。
	浮遊物質(SS) (P.12)	生活環境項目の一つであり、水中に懸濁している物質のうち、ろ過によって水から分離できるものをいう。単位はmg/ℓで表示され、数値が大きいほど透明性が低下する。
	浮遊粒子状物質(SPM) (P.11、30、31)	大気中に浮遊している粒子状の物質(粉じん、ばいじん等)であって、その粒径が10μm(マイクロメートル:μm=100万分の1m)以下の物質をいう。発生源としては、土壌・海塩粒子など自然起源のもの、工場、自動車、家庭などから発生する人為起源によるものや大気中でガス状物質が反応して二次的に生成されるものなどがある。呼吸により体内に入り、肺や気管に沈着して呼吸器に影響を及ぼすといわれている。

行	用語	説明
や	溶存酸素量 (DO) (P.12)	水中に溶けこんでいる酸素の量のこと。清水中には通常7から10 mg/l程度含まれるが、有機物による汚濁が進行すると微生物が酸素を消費するため溶存酸素量は減少する。水の自浄作用や水中生物の生存には欠くことができない。
	4R (P.28、37)	次の4つの取組を表す英語の頭文字をとって「4R」と呼ばれている。 ・リフューズ (Refuse)：ごみの発生を抑制する。 ・リデュース (Reduce)：ごみを減量する。 ・リユース (Reuse)：一度使ったものを繰り返し使う。 ・リサイクル (Recycle)：資源として再利用する。
ら	レッドデータブック(レッドリスト) (P.18)	絶滅のおそれのある野生生物の種をリストアップし、その生息・生育状況を解説した資料集である。国際的には、国際自然保護連合 (IUCN) が昭和41年(1966年)に刊行を開始し、その後改訂が続けられている。表紙が危機を意味する赤であったことから、レッドデータブックと呼ばれている。我が国では、平成3年に環境庁が「日本の絶滅のおそれのある野生生物(脊椎動物編)」を発行し、以後順次発行・改訂している。埼玉県では、動物編を平成8年に、植物編を平成10年に発行し、以降動物編を2回、植物編を2回改訂している。

## 資料5 行田市環境基本条例

○行田市環境基本条例

平成 14 年 3 月 29 日  
条例第 9 号

行田市は、利根川や荒川などの自然の恩恵を受けながら、美しい田園風景をかたちづくってきた人々の営みを礎にして、特色のある歴史と文化を育んできた。

市内には、豊かな自然に包まれたさきたま古墳公園や古代蓮の里をはじめ、忍藩十万石の城下町にまつわる歴史的遺産なども数多く残され、季節を問わず市民に安らぎと潤いを与えている。

しかしながら、私たちの経済活動、産業活動、そして日常生活による環境への負荷が、深刻な環境問題を発生させており、とりわけ地球規模での環境破壊は、現在及び将来の健全な人類社会の存続をも脅かすほどになっている。

私たちは、人類の生存基盤である環境に対する理解を深め、その保全に努めるのみでなく、よりよい環境の創造を推進するため、共に力を合わせ、環境への負荷が少ない持続的な発展が可能な社会を構築する必要がある。

ここに、先人から受け継いだ住みよい環境を保全するとともに、将来にわたって自然と人間が共生できる水と緑、健康で快適な住みよいまち行田の実現をめざして、この条例を制定する。

### 第1章 総則

(目的)

**第1条** この条例は、環境の保全及び創造に関し、基本理念を定め、並びに市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

**第2条** この条例において「環境への負荷」とは、人の活動により環境に加えられる影響であつて、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

2 この条例において「公害」とは、環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴つて生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によつて、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。）に係る被害が生ずることをいう。

(基本理念)

**第3条** 環境の保全及び創造は、現在及び将来の市民が潤いと安らぎのある豊かな環境の恵みを受けられるとともに、人類の存続基盤である環境が良好に将来の世代に引き継がれるように適切に推進されなければならない。

2 環境の保全及び創造は、全ての者が環境への負荷を低減することその他の行動を自主的かつ積極的に行ふことによつて、自然の物質循環を損なうことなく持続的に発展することができる社会が構築されるように推進されなければならない。

3 環境の保全及び創造は、地域の環境が地球全体の環境と深くかかわっていることに鑑み、地球規模の環境問題の解決に寄与する地域の取組として、あらゆる事業活動及び日常生活において推進されなければならない。

(市の責務)

**第4条** 市は、前条に定める環境の保全及び創造についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。



(事業者の責務)

**第5条** 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずるばい煙、汚水、廃棄物等の処理その他の公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。

- 2 事業者は、基本理念にのっとり、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たっては、環境の保全上の支障を防止するため、次に掲げる事項に努めなければならない。
  - (1) 事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となり、又は環境保全上の重大な支障を生ずるおそれが発生した場合にその適正な処理が図られることとなるように必要な措置を講ずること。
  - (2) 事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するため必要な措置を講ずること。
  - (3) 再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用すること。
  - (4) 健康に影響を与え、又は環境に大きな負荷を与えるような材料を使用しないこと。
- 3 前2項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他の環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(市民の責務)

**第6条** 市民は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造についての関心と理解を深めるように努めなければならない。

- 2 市民は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止し、及び快適な生活環境を損なわないようにするため、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。
- 3 前2項に定めるもののほか、市民は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

## 第2章 環境の保全及び創造に関する基本的施策等

### 第1節 環境基本計画

(環境基本計画の策定)

**第7条** 市長は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境の保全及び創造に関する基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を策定するものとする。

- 2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
  - (1) 環境の保全及び創造に関する長期的な目標及び基本的かつ総合的な施策の大綱
  - (2) 市、事業者及び市民が環境の保全及び創造のために、それぞれ配慮すべき事項を示す指針
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市長は、環境基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ市民の意見を反映するために必要な措置を講ずるとともに、行田市環境審議会の意見を聴かなければならない。
- 4 市長は、環境基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表しなければならない。
- 5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

### 第2節 市が講ずる環境の保全及び創造のための施策等

(施策の策定等に当たっての配慮)

**第8条** 市は、環境に影響を及ぼすと認められる全ての施策の策定及び実施に当たっては、環境への配慮に努めるものとする。

(環境影響評価の推進)

**第9条** 市は、土地の形状の変更、工作物の新設その他これに類する事業を行う事業者が、その事業の実施に当たって、あらかじめ環境影響評価を行い、その結果に基づき、その事業に係る環境の保全について適正に配慮することを推進するため、必要な措置を講ずるように努めなければならない。

(規制措置)

**第10条** 市は、公害その他環境の保全上の支障を防止するため、その所掌する事務に関し、必要な規制措置を講ずるように努めるものとする。

(環境の保全及び創造に資する事業等の推進)

**第11条** 市は、下水道、廃棄物の処理施設その他の環境の保全上の支障の防止に資する施設の整備を推進するため、必要な措置を講ずるように努めるものとする。

2 市は、多様な野生生物の生息空間の確保、環境保全上重要な意義を有する生態系の保護、適正な水循環の形成その他の環境の保全及び創造に資する事業を推進するため、必要な措置を講ずるように努めるものとする。

3 前項に定めるもののほか、市は、公園、緑地等の整備その他の自然環境の適正な整備及び健全な利用のための事業を推進するため、必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(環境への負荷の低減に関する製品等の利用の促進)

**第12条** 市は、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、製品、役務、エネルギー等の利用が促進されるように、必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(環境の保全及び創造に関する教育、学習等)

**第13条** 市は、環境の保全及び創造に関する教育及び学習の振興並びに広報活動の充実により、事業者及び市民が環境の保全及び創造についての理解を深めるとともにこれらの者の環境の保全及び創造に関する活動を行う意欲が増進されるように、必要な措置を講ずるように努めるものとする。

2 市は、環境の保全及び創造に関する教育及び学習の振興に必要な指導者その他の人材を育成し、及び活用するため、必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(民間団体等の自発的な環境保全活動の促進)

**第14条** 市は、事業者、市民又はこれらの者の組織する民間の団体（以下「民間団体等」という。）が自発的に行う環境の保全及び創造に関する活動が促進されるように、必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(情報の提供等)

**第15条** 市は、第13条の環境の保全及び創造に関する教育及び学習の振興並びに前条の民間団体等の活動の促進に資するため、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ、環境の状況その他の環境の保全及び創造に関する必要な情報を適切に提供するように努めるものとする。

2 前項に定めるもののほか、市は、市民生活に密接な関係のある環境に関する情報については、速やかに公表するものとする。

(市民の意見の反映等)

**第16条** 市は、環境の保全及び創造に関する施策に対し、市民が意見を反映させ、又は調査、検討等を求めることができるようにするため、必要な措置を講ずるように努めなければならない。

(情報収集及び調査の実施)

**第17条** 市は、環境の保全及び創造に関する施策の適正な推進に資するため、環境に関する情報の収集及び必要な調査の実施に努めるものとする。

(監視及び測定)

**第18条** 市は、環境の状況を把握し、並びに環境の保全及び創造に関する施策を適正に実施するために必要な監視及び測定の実施に必要な措置を講ずるように努めなければならない。

(報告書の作成)

**第19条** 市長は、環境の状況並びに環境の保全及び創造に関して実施した施策に関する報告書を作成し、これを公表するものとする。

### 第3節 地球環境の保全及び国際協力

**第20条** 市は、地球の温暖化の防止、オゾン層の保護その他の地球環境の保全に資する施策の推進に努めるものとする。

2 市は、国、県及び関係機関と連携して、情報の提供等により、地球環境の保全に関する国際協力の推進に努めるものとする。

### 第3章 環境の保全及び創造のための推進体制

(総合調整のための体制の整備)

**第21条** 市長は、第8条に定める環境への配慮を優先し、環境の保全及び創造に関する施策について総合的な調整を行うために必要な体制を整備するものとする。

(国及び他の地方公共団体との協力)

**第22条** 市は、広域的な取組が必要とされる環境の保全及び創造に関する施策の策定及び実施に当たっては、国及び他の地方公共団体と協力して推進するものとする。

(民間団体等との連携)

**第23条** 市は、環境の保全及び創造に関する施策を推進するため、民間団体等と連携して取り組むための体制の整備に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則 (略)

## 資料6 行田市環境審議会条例

○行田市環境審議会条例

平成 12 年 3 月 27 日  
条例第 9 号

(設置)

**第 1 条** 環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）第 44 条の規定に基づき、行田市環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

**第 2 条** 審議会は、市長の諮問に応じ、環境の保全に関する基本的事項についての調査及び審議を行う。

(組織)

**第 3 条** 審議会の委員は、11 人以内とし、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) 事業所等の代表者
- (4) 公募の市民

(任期)

**第 4 条** 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第 2 号又は第 3 号の区分により委嘱された委員が当該各号に掲げる職を失ったときは、同時に委員の職を失うものとする。

(会長及び副会長)

**第 5 条** 審議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選による。
- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

**第 6 条** 審議会の会議は、会長が招集し、その議長は、会長をもって充てる。

- 2 審議会は、半数以上の委員が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席、資料の提出)

**第 7 条** 審議会が特に必要があると認めたときは、関係者の出席又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

**第 8 条** 審議会の庶務は、環境経済部環境課において処理する。

(委任)

**第 9 条** この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則 (略)

## 資料7 行田市環境基本計画推進委員会設置規程

○行田市環境基本計画推進委員会設置規程

平成16年6月24日  
訓令第12号

(設置)

**第1条** 本市における環境基本計画に基づく施策を効果的に推進するため、行田市環境基本計画推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

**第2条** 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 環境基本計画における重点的施策の調査及び検討に関すること。
- (2) 環境施策等を効果的に実施するために必要な調整に関すること。
- (3) 環境施策等の実施状況の点検及び評価に関すること。
- (4) その他環境基本計画の推進に関すること。

(組織)

**第3条** 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員は、別表に掲げる職にある者をもって充て、市長が任命する。
- 3 委員長は、委員の互選により選出する。
- 4 副委員長は、委員長が委員の中から指名する。

(委員長及び副委員長の職務)

**第4条** 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(職務従事の形態)

**第5条** 委員は、現所属のまま、必要の都度、委員会の職務に従事する。

(会議)

**第6条** 委員会の会議は、委員長が招集し、議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。ただし、再度招集してもなお過半数に達しないときは、この限りでない。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

**第7条** 委員会の庶務は、環境経済部環境課において処理する。

(雑則)

**第8条** この訓令に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則 (略)

別表（第3条関係）

総合政策部	企画政策課長
	財政課長
総務部	人事課長
市民生活部	地域づくり支援課長
環境経済部	環境課長
	商工観光課長
	農政課長
健康福祉部	福祉課長
都市整備部	都市計画課長
	開発指導課長
	下水道課長
	水道課長
建設部	道路治水課長
	建築課長
学校教育部	教育総務課長
	学校教育課長
生涯学習部	ひとつくり支援課長

## 資料8 行田市環境審議会委員名簿

平成 24 年度 行田市環境審議会委員名簿

(五十音順)

氏名	役職名	備考
朝見 康夫		公募
新井 智		特定非営利活動法人埼玉環境カウンセラー協会
荒井 伯夫		SEI オプティフロンティア株式会社
飯田 尚彦		ジェコー株式会社
伊東 政信	副会長	テクノ・ホルティ園芸専門学校
片山 裕喜夫		行田警察署
白井 裕泰	会長	ものづくり大学
橋本 信雄		公募
濱中 紀子		行田市くらしの会
肥田木 光仁		岩崎電気株式会社
布施 武雄		行田労働基準監督署

平成 25 年度 行田市環境審議会委員名簿

(五十音順)

氏名	役職名	備考
新井 智		特定非営利活動法人埼玉環境カウンセラー協会
飯田 尚彦		行田市富士見工業団地協議会（ジェコー株式会社）
片山 裕喜夫		行田警察署
島澤 敬次		公募
白井 裕泰	会長	ものづくり大学
長島 善江		行田市くらしの会
永瀬 陽一		SEI オプティフロンティア株式会社
肥田木 光仁		岩崎電気株式会社
古谷 民子	副会長	テクノ・ホルティ園芸専門学校
松本 桂一郎		行田労働基準監督署
渡辺 正子		公募

## 資料9 計画策定の経緯

○平成24年度

行田市環境審議会

回	開催日	概要
第1回	平成24年 8月27日	・諮問 ・策定方針
第2回	平成24年 11月21日	・基礎調査（市民・事業所アンケート調査、自然環境調査等）の報告（速報）
第3回	平成25年 3月25日	・基礎調査の報告 ・計画骨子

行田市環境基本計画推進委員会

回	開催日	概要
第1回	平成24年 8月7日	・策定方針
第2回	平成24年 11月13日	・基礎調査の報告（速報）
第3回	平成25年 3月13日	・基礎調査の報告 ・計画骨子

○平成25年度

行田市環境審議会

回	開催日	概要
第1回	平成25年 7月18日	・会長、副会長の選任 ・第2次行田市環境基本計画（素案）
第2回	平成25年 12月13日	・第2次行田市環境基本計画 実行計画（前期）（案） ・パブリックコメントの報告
第3回	平成26年 2月12日	・答申

行田市環境基本計画推進委員会

回	開催日	概要
第1回	平成25年 6月26日	・第2次行田市環境基本計画（素案）
第2回	平成25年 11月11日	・第2次行田市環境基本計画 実行計画（前期）（案） ・パブリックコメントの報告



## 資料 10 諮問・答申

### ○諮問

行環第1479号  
平成24年8月27日

行田市環境審議会  
会長 白井 裕泰 様

行田市長 工藤 正司

#### 第2次行田市環境基本計画の策定について（諮問）

第2次行田市環境基本計画の策定について、行田市環境審議会条例第2条の規定に基づき、貴審議会の意見を求めます。

○答申

平成26年2月18日

行田市長 工藤 正司 様

行田市環境審議会  
会長 白井 裕泰

第2次行田市環境基本計画の策定について（答申）

平成24年8月27日付け行環第1479号にて諮問のありました「第2次行田市環境基本計画」の策定について慎重に審議した結果、「第2次行田市環境基本計画（案）」を別添のとおり取りまとめ、当審議会としてこれを答申します。

なお、計画の推進にあたっては、下記の事項について十分配慮されることを要望します。

記

- 1 相互に関連している施策については、分野横断的に全市をあげて取り組むこと。特に、重点的施策として定められた施策は優先的に取り組むこと。
- 2 本計画を分かりやすく市民・事業者周知し理解と協力を求め、市民・事業者及び市の協働により本計画を推進すること。
- 3 本計画を推進するため、PDCAサイクルの進行管理システムにより施策の進捗状況について点検及び評価を行い、その結果を速やかに環境報告書として取りまとめ、公表すること。
- 4 本計画に設定された環境指標及び行田市役所の取り組みの方向を定めた「行田市環境基本計画実行計画」の数値目標を達成すること。
- 5 常に社会経済環境を把握し、適切な時期に本計画の見直しをすること。

## 第2次行田市環境基本計画

平成26年3月発行

発行 行 田 市

編集 行田市 環境経済部 環境課

〒361-0031

埼玉県行田市緑町13番12号

電話：048-556-9530

FAX：048-553-0792

この冊子は、再生紙を使用しています。

